

サポーター各位

新型コロナウイルス感染防止に係 る対応について(お願い)

社会福祉法人宮共生会
理事長 原田 良太

報告が必要な場合

サポーター及び同居の家族等が、県外への往来を行った場合

サポーター及び同居の家族等が、県外の方と会食や接触、宿泊をされた場合

※県外を訪問し、不特定多数の方が集まる場所への立ち寄りや公共交通機関を利用した等、内容によっては5日間出勤を控えていただく可能性があります。(別紙:参考参照)

※病院の定期受診等、やむを得ない事情により県外を訪問したが、途中不要な立ち寄り等がなかった際には出勤を許可する場合がありますので、引き続き報告の徹底をお願いします。

サポーターと同居の家族等の職場、学校等で新型コロナウイルスの感染が発生した場合

※ご家族等が自宅待機を要請された場合も、出勤を控えていただく可能性があります。

サポーター自身が宴会・飲み会等へ出席した場合

※宴会・飲み会等の出席者が10名以下、且つつながさきコロナ対策認証飲食店を利用の場合、報告の必要はないものとしませんが、可能な限り飲み会等への出席は控えていただくようご協力をお願いします。

サポーター及び同居の家族等が、体調不良(特に風邪症状)の場合や、PCR検査・抗原検査を受けられる場合

※PCR検査あり→出勤を控えていただき、保健所の指示に基づき対応させていただきます。
PCR検査なし→感染状況に応じて出勤を控えていただく可能性があります。

※こちらに記載以外の場合でも、蔓延防止に資するような内容であれば逐次報告をお願いします。

出勤を控えていただく場合

サポーター及び同居の家族等が、新型コロナウイルスに感染した場合

※出勤を控えていただき、保健所からの指示に基づき対応させていただきます。

サポーター及び同居の家族等が、PCR検査や抗原検査を受けた場合
(受ける予定も含む)



※陰性の検査結果が判明するまで、出勤は控えていただきます。

サポーター及び同居の家族等に、発熱(37.5℃以上)、咳、喉の痛み、鼻水、味がわかりにくい、下痢、関節痛などの症状がある場合

※濃厚接触者と判断されなかったが、自宅待機を行っている場合も含まれます。

サポーターと同居の家族等の職場、学校、保育所、幼稚園、利用事業所等が新型コロナウイルス感染症の対応等を理由に休止し、自宅待機になっている場合



【5日間ご利用を控えていただく可能性がある場合の例】

① 県外を訪問し、不特定多数の方が集まる場所への訪問や公共交通機関を利用した場合

➡ 【自宅へ帰宅した日を起算日として5日間】

② 県外から家族や親戚等が帰省された場合

➡ 【帰省された日を起算日として5日間】

③ 県外から来られた方と、宿泊・飲食等により接触があった場合

➡ 【接触のあった日を起算日として5日間】

④ 11名以上の方が参加する宴会や飲み会等に出席した場合

➡ 【出席した日を起算日として5日間】

⑤ 県内外問わず、不特定多数の県外からの来訪者が密集するような場所を訪問した場合

➡ 【訪問した日を起算日として5日間】

⑥ 各地で開催される各種イベントやスポーツ観戦等に参加した場合

➡ 【参加した日を起算日として5日間】

【ご利用を許可する可能性がある場合の例】

① 県外の病院へ定期受診に行ったが、移動は自家用車を使用し、自宅と病院の往復しか行わなかった場合

② 県外からの来訪者がいたが、その方が居住する都道府県で2週間以上新規感染者が発生していない場合

③ 同居家族とながさきコロナ対策認証の飲食店を利用した場合

④ メンバー様ご自身及び同居のご家族等が、感染者及び感染が疑われる方と接触したが、PCR検査や抗原検査を受け陰性と判明し、且つ発熱(37.5℃以上)、咳、喉の痛み、鼻水、味がわかりにくい、下痢、関節痛などの症状がない場合

その他・問い合わせ先

- ・上記以外の案件については、報告内容に基づき個別に判断させていただきます。
- ・引き続き、自宅での朝の検温、勤務中の検温の実施・記録をはじめ、こまめな手指洗淨・消毒、うがいの徹底、勤務中のマスクの着用(できるだけ「不織布マスク」の着用)の徹底、不特定多数の方が集まる空間への外出や飲み会への参加の自粛等の協力要請は継続させていただきます。
- ・新型コロナワクチンについては、新型コロナウイルス感染症の発症の予防や重症化を軽減する効果は期待できますが、感染を防ぐことはできず他の方に感染させる恐れがあると言われています。よって、ワクチン接種を受けられた方に対しましても、本対応は当面の間適用させていただきます。

上記はあくまで例であり、それぞれご報告いただいた内容を基に個別に精査した上で判断させていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する内容につきましては、些細な情報でも上長へ報告いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。